

一〇〇 肖像と畫像

人物傳記を編成するに當つて、其必須條件に、時代——生歿年享年、郷土、家系、公私の事業、著述の調査等を原素として要すること、極めて當然であり、またこれ等の資料に據て、其爲人や學殖藝術能力等を知得ることが出来るが、しかし、人物の風格、行藏、嗜好等を最も單的に反映せしむるのは、其肖像と筆蹟とである。

寫眞なき時代に在て、肖像の描寫は唯一傳神の方法であり、將又其人の物故の後に於て、襲世家祖として所縁の期日に祀るべき本體ともなるべきであり、最も尊重さるゝものなることいふ迄もない、然し今日寫眞撮影の輕易なると異り、昔時はさう簡單に逼はず、隨て苟も肖像を描かさう遣さうといふ人は、まづ社界的に相當の家職、地位を有つ人或は富裕なる人であるか、さもなければ顯紳家の末班や、學匠の門流が、其宗家の像を推戴する爲に需めるくらゐに止まり、一般衆庶には自像を描かせて見るといふことなどは勿論なかつた。かうした譯から肖像といふ

ものは、そう誰のでもが、ざらにあるものでなく、しかもこれは他の揮毫品と異つて、各自が幾枚もく製作するものでなくて、たいてい一枚に副本がある位を原則とし、また門流關係のものが師の像を所藏するにも凡そ制限のある事であり、彼の本居宣長が六十一の賀に六十一幅の自像賛をしたなどは除外例とせねばならぬのであるから、根本義に於てまづ稀少なものといふべきであらう。今試みに我が貧庫所藏の肖像關係の書、例へば大日本名家肖像集・日本歴代人傑大鑑・京都美術大觀の肖像部・文武高名錄・好古類纂・國史大圖鑑等から個人傳記書・各國人物誌・家集等大凡一千七百部の書を涉獵し、之に所載の肖像を小口から集めて見て、其數僅に三千二百名許りに過ぎない。勿論これは各書多く重複するものがあり、また一冊に就て一人より得ないものもあるから、部數との比例は立たないのであるが、何にせよ其餘りに少數なるに驚きを禁じ得ない。しかもこの數は上古以來近年に至る、長期間に於けるものであるから、愈以て、驚かさざるを得ない。

元來、當該人に面接して實寫したるものをこそ肖像といひ得るものであつて、若干の典據資料を基礎として構造したるもの、或は單なる想像によるもの、或はたゞ服裝所持品等の特殊に因りて其人を表現せる俳畫式のもの等は、之を畫像、繪像、圖像、影像とすべくして、眞像實

像とすべきでない。必然の結果山柿其他の歌仙や源平初期の武將の如き、何れも繪畫として圖畫として尊重すべきものあらむも、肖像としては何等の價値を存しない。之に反し織豊期以後のものは、時代が若いだけに眞像所傳のものも少からず、好尚の上に於ては古畫歌仙などの、雅味風趣の高踏的なるに及びもないが、教育資料や傳記資料の點に就ては、到底比較にならぬ優越さを持つてゐることいふ迄もない。

叙上近世人の肖像が實寫若くはそれに據るものゝ多きは事實なるも、こゝに描寫の極めて緻巧に、面接寫生疑ふべきにあらずして、而かも其誰人の肖像たるやを知り難きものは無數に江湖に散在せるを見受ける。こゝは畢竟像の出來上つた時は、多くは其家の全盛期であるが、二代三代と經るうちに零落する、或は斷絶する、家財と共に處分される。元來自家の像を自家に置くのであるから、多くは何の某といふことが記してない。假令卷止などに記名があつても子孫などが處分するときには、態々之を抹消したい位のもので、人手に渡す場合に特に、氏名を書けるなどはあり得やう筈がない。さあさうなると品物が轉々するうちに全く主が分らなくなる。そこで奸商どもが勿怪の幸として、之にいゝ加減な名前や落款を書入れる。家藏の宮部義正肖像には麗々しく洪園先生眞像と偽書が記入されており、或は眞像の畫師の落款が、像の主

よりも一世紀も前の人であつたり、或は僧服のものに神學者の名を書き入れたり、或は白髮翁のものを早世者に指定するなど、言語同斷の悪作劇を演じる。吾人は須らく特に茲に留意し、眞像と其時代の對應から、定紋装束持物の徴に至るまで調査研究し、極めて冷靜なる觀察眼を以て之に臨むべきであらう。